

<p>第一三類</p> <p>一三・〇一</p> <p>一三〇一・一〇のうち</p>	<p>その他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>A</p>
<p>一三〇一・二〇</p> <p>一三〇一・九〇</p> <p>一三・〇二</p>	<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）</p> <p>ラック</p> <p>セラックその他の精製ラック以外のもの</p> <p>アラビアゴム</p> <p>その他のもの</p> <p>植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天</p> <p>その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性の液汁及びエキス</p>	<p>A A A</p>
<p>一三〇二・一一</p> <p>一三〇二・一二</p> <p>一三〇二・一三</p> <p>一三〇二・一四のうち</p> <p>一三〇二・一九のうち</p>	<p>生あへん</p> <p>甘草のもの</p> <p>ホップのもの</p> <p>除虫菊のもの及びロテノンを含む植物の根のもの</p> <p>除虫菊エキス以外のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飲料のもと以外のもの</p> <p>生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン</p>	<p>A A A A A</p>

<p>一三〇二・三二 一三〇二・三九</p>	<p>その他のものうち アルコール分が五〇%以上のもの以外のもの 植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） その他のもの</p>	<p>A A A</p>
<p>第一四類 一四・〇一 一四〇一・二〇 一四〇二・〇〇 一四〇三・〇〇 一四・〇四 一四〇四・一〇</p>	<p>植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーゾア、ラファイア及びライム樹皮） とう 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジダブルヘア及びイーグルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。） 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアツサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。） 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） 主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料</p>	<p>A A A A</p>

<p>一四〇四・二〇 一四〇四・九〇のうち</p>	<p>コットンリンター その他のもの 除虫菊かす 雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。） 及び種</p>	<p>A A A</p>
<p>第一五類 一五〇一・〇〇のうち 一五〇二・〇〇 一五〇四 一五〇四・三〇のうち 一五〇九 一五一〇・〇〇</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう 豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。） 豚脂のうち 酸価が一・三を超えるもの 牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。） 魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 鯨油 オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分</p>	<p>A A A A</p>

一五・一三	別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。 やし(コブラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	A
一五二三・二一のうち	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物 粗油	A
一五二三・二九のうち	ババス油	A
一五・一五	その他のもの ババス油及びその分別物 その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	A
一五二五・四〇	桐油及びその分別物	A
一五二五・九〇のうち	その他のもの	A
一五・二一	オイシシカ油及びその分別物	A
一五二二・〇〇のうち	カメライヤ油及びその分別物	A
一五二二・一〇	ホホバ油及びその分別物	A
一五二二・〇〇のうち	植物性ろう(トリグリセリドを除く)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)	A
一五二二・〇〇のうち	植物性ろう デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留	A

<p>第一七類</p> <p>一七・〇三</p> <p>一七〇三・一〇のうち</p> <p>一七〇三・九〇のうち</p> <p>一七・〇四</p> <p>一七〇四・九〇のうち</p>	<p>糖類及び砂糖菓子</p> <p>糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）</p> <p>甘しや糖みつ</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>甘草エキス（菓子にしたものを除く。）</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第一八類</p> <p>一八〇一・〇〇</p> <p>一八〇二・〇〇</p> <p>一八〇四・〇〇</p>	<p>ココア及びその調製品</p> <p>カカオ豆（生のもの及びいたもので、全形のもの及び割ったものに限る。）</p> <p>カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>カカオ脂</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>第二二類</p> <p>二一・〇二</p>	<p>各種の調製食品</p> <p>酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きて</p>	

二二〇二・二〇のうち

いないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。並びに調製したベ
ーキングパウダー

酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限
る。）

酵母以外のもの

調製食料品（他の項に該当するものを除く。）

二二・〇六
二二〇六・九〇のうち

その他のもの

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以
上の調製品以外のものうち

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量
が全重量の三〇%を超える調製食料品以外のものうち

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム、こん
にやく及び飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するも
の（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）以外のものうち

砂糖を加えたもの以外のものうち

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超
え三〇%未満のものに限る。）及びアルコールを含有しない飲料のも
と以外のものうち

第〇四・一〇項の物品のもの以外のものうち

ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水

A

<p>第二二類</p> <p>二二一・〇一</p> <p>二二一・〇一・九〇</p> <p>二二〇三・〇〇</p> <p>二二〇六・〇〇のうち</p>	<p>分解したものの以外のものうち</p> <p>たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）</p>	<p>A</p>
<p>二二一・〇七</p>	<p>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く）、氷及び雪</p> <p>その他のもの</p> <p>ビール</p> <p>その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>アルコール分が百分未満のもの以外のものうち</p> <p>清酒及び濁酒以外のものうち</p> <p>発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物以外のものうち</p> <p>麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの</p> <p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）</p>	<p>A A</p> <p>A</p>

<p>二二〇七・一〇のうち</p> <p>二二一・〇八</p> <p>二二〇八・二〇</p> <p>二二〇八・三〇</p> <p>二二〇八・四〇</p> <p>二二〇八・五〇</p> <p>二二〇八・六〇</p> <p>二二〇八・七〇</p> <p>二二〇八・九〇のうち</p>	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）</p> <p>アルコール分が九〇%以上のものうち</p> <p>工業用アルコールの製造の用に供するもの</p> <p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料</p> <p>ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒</p> <p>ウイスキー</p> <p>ラム及びタフィア</p> <p>ジン及びジュネヴァ</p> <p>ウオッカ</p> <p>リキュール及びコーディアル</p> <p>その他のもの</p> <p>エチルアルコール及び蒸留酒のうち</p> <p>フルーツブランデー</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A A A A A A A</p> <p>A</p>
<p>第二三類</p> <p>二二三・〇一</p> <p>二二三・〇二</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料</p> <p>肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす</p> <p>ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生</p>	<p>A</p>

二二三・〇三	ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他 の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状で あるかないかを問わない。）	A
二二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A
二二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを 問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A
二二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル	A
二二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレ ット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
二二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品	A
二二三〇九・一〇のうち	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）	A
	乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの以外のもの	A
	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもの に限る。）	A
	その他のもの	A
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含 有量が全重量の三五%未満のものに限る。）	A
	その他のものうち	A

二三〇九・九〇のうち

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

A

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）以外のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のものうち

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

A

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルフア緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル

A

その他のもの
気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）
その他のもの

A

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の

	<p>含有量が全重量の三五%未満のものに限る。） その他のものうち 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）のうち 犬、猫その他の愛がん用又は観賞用の動物用のもの</p>	A
<p>第二四類 二四・〇一 二四・〇二 二四〇二・二〇 二四・〇三 二四〇三・九一</p>	<p>たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ 葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。） 紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。） その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス その他のもの シートたばこ</p>	A A A A

二七・〇七

むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。
高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの

A

二七・〇八

ピッチ及びピッチコークス（コールタルその他の鉍物性タルから得たものに限る。）

A

二七〇九・〇〇

石油及び歴青油（原油に限る。）

A A

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

二七二〇・一一のうち

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
軽質油及びその調製品

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち

揮発油

低重合度の混合アルキレン

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減

A

失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混

合アルキレンを除く。

その他のもの

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち

温度一五度における比重が〇・八〇一七を超えるもの

その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のものうち

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%

以上のものに限る。）

その他のもの

その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の

重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のものうち

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%

以上のものに限る。）

二七二〇・一九のうち

A

A

B

A

A A

A

A

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のものうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるものうち

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

潤滑油（流動パラフィンを含む。）

灯油、軽油、重油、粗油及び潤滑油（流動パラフィンを含む。）以外のもの

その他のもの

廃油

ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの

二七二〇・九一

A

A

A A

A A

A

第二九類 二九・〇一 二九・〇二 二九・〇三	第二八類	二七一〇・九九 二七・一一 二七・一二 二七・一三 二七・一四 二七一五・〇〇
有機化学品 非環式炭化水素 環式炭化水素 炭化水素のハロゲン化誘導體	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	その他のもの 石油ガスその他のガス状炭化水素 ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。） 石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物 天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）
A A A	A	A A A A A A

二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	A
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
	飽和一価アルコール	
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	A
二九〇五・一二	プロパントール（プロピルアルコール）及びプロパントール（イソプロピルアルコール）	A
二九〇五・一三	ブタントール（ノルマルブチルアルコール）	A
二九〇五・一四	その他のブタノール	A
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	A
二九〇五・一七	ドデカントール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカントール（セチルアルコール）及びオクタデカントール（ステアリルアルコール）	A
	その他のもの	A
二九〇五・一九	不飽和一価アルコール	A
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール	A
二九〇五・二九	その他のもの	A
	二価アルコール	

二九〇五・三一	エチレングリコール (エタンジオール)	A
二九〇五・三二	プロピレングリコール (プロパン―一・二―ジオール)	A
二九〇五・三九	その他のもの	A
二九〇五・四一	その他の多価アルコール	A
二九〇五・四二	二―エチル―二― (ヒドロキシメチル) プロパン―一・三―ジオール (トリメチロールプロパン)	A
二九〇五・四九	ペンタエリトリトール	A
	その他のもの	A
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九〇五・五一	エトクロルビノール (INN)	A
二九〇五・五九	その他のもの	A
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	
二九〇六・一一のうち	メントール	A
	ラセメントール (INN)	A
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	A

二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール	A
二九〇六・一四	テルピネオール	A
二九〇六・一九	その他のもの	A
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体	A
二九〇六・二九	ベンジルアルコール	A
二九〇七	その他のもの	A
二九〇八	フェノール及びフェノールアルコール	A
二九〇九	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一〇	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一一・〇〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一二	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環	A